

令和3年6月14日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二

『釧路根室地域における「新たな旅のスタイル」に対応した誘客促進事業』委託業務に係る
企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

『釧路根室地域における「新たな旅のスタイル」に対応した誘客促進事業』

2. 事業目的

令和元年度の北海道への訪日外国人観光客宿泊客数のうち、釧路・根室管内には 2.3%しか訪れていないことから、釧路・根室エリアの魅力ある周遊ルートの構築が必要である。

こうした中、デジタル環境の発達等とともに旅行形態の個人化、ニーズの多様化が進んでおり、来道経験が多いリピーター層やアクティブシニア層等をターゲットとしたコンテンツ整備、受入環境整備、多言語化対応等、情報提供の充実を図り外国人旅行者の受け入れ環境整備を強化する事でエリアの魅力を磨き上げる。

3. 実施期間 契約締結日～令和4年3月10日（予定）

4. 委託事業者向け事業説明会

新型コロナウイルス感染症対策として事業説明会は実施しない。質疑についてはメールにて受付け、回答は参加表明のあった全事業者に質問と回答を送付するものとする。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部
広域観光部 高橋
電話：011-231-0941 FAX：011-232-5064
E-Mail： m_takahashi@visithkd.or.jp

『釧路根室地域における「新たな旅のスタイル」に対応した誘客促進事業』
企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

令和元年度の北海道への訪日外国人観光客宿泊客数のうち、釧路・根室管内には 2.3%しか訪れていないことから、釧路・根室エリアの魅力ある周遊ルートの構築が必要である。

釧路・根室地域は、他に類を見ない自然や食などのポテンシャルを強みとしながら、道央圏からのアクセス性において弱みを抱えており、訪日外国人観光客の来道経験が少なければ必然的に道央圏が滞在の軸となり、当地域への滞在日数や体験できるコンテンツが限られてしまう。

当地域をターゲット国から直接の目的地として選んでいただき一定期間滞在いただけるよう、来道経験が多いリピーター層、かつ金銭的、時間的なゆとりがあり、当地域が持つ強みを生かしたコンテンツとの親和性が高い層をメインターゲットとする。

昨今のデジタル環境の発達等とともに旅行形態の個人化、ニーズの多様化が進んでいる中でコンテンツ整備、受入環境整備、多言語化対応等、情報提供の充実を図り外国人旅行者の受け入れ環境整備を強化する事でエリアの魅力を磨き上げ、旅行の満足度を高め口コミの拡散やリピーター化を図る。

2. 事業対象地域

釧路・根室地域（釧路市、弟子屈町、根室市、中標津町、羅臼町、その他自治体）

3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが、必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること
 - ⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者

その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

⑥ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

⑦ コンソーシアムの構成員が、同時に単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として本件に参加する者でないこと。

(4) コンソーシアムにおいては、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約とする。

※ 企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～令和4年3月10日(予定)

(2) 業務スケジュール

6月14日(月) 企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始

6月21日(月) 17:00 企画提案参加表明締切

7月5日(月) 15:00 企画提案書の提出期限

7月上旬～中旬 企画提案の審査、委託事業者決定

7月中旬～下旬 委託決定事業者による地域での事業説明会開催および契約締結・業務開始

令和4年3月10日(木) 予定 全事業終了、事業報告書作成提出、精算

*新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、企画提案事業説明会を開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和3年6月21日(月) 17:00

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部(担当：高橋)

TEL 011-231-0941 Email: m_takahashi@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと(様式は任意、メール本文で可)。

8. 委託業務内容の

事業内容について対象となる※地域へのヒアリング等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。

※【地域連絡先】は、釧路総合振興局 商工労働観光課 辰身主査 TEL 0154-43-9182

根室総合振興局 商工労働観光課 高嶋主査 TEL 0153-23-6830

《メインターゲット：台湾》

《メインターゲット属性：北海道リピーター層／富裕層／アクティブシニア層／自然、野生動物好き／非日常好き》

(1) 滞在コンテンツ造成

対応言語：中国語(繁体語字・簡体字)、英語

- ① これまでの取組から得た情報をもとに、関係市町村協議等による検討により、釧路空港及び中標津空港を拠点としたテーマ別のモデルルート及び周遊パスを造成する。
- ② モデルルート、周遊パスのモニターツアーを行い、参加者へのアンケートを実施する。
- ③ 関係市町村協議により効果検証を行い、改善点について協議する。

※活用する地域資源

- ・自然景観・野生生物（湿原、湖沼、硫黄山、海岸線、エゾシカ、タンチョウ、水鳥・野鳥、マリモなど）
- ・アクティビティ（カヌー、トレッキング、サイクリング、スノーシュー、バードウォッチング、ホエールウォッチング）
- ・天然温泉（阿寒湖温泉、川湯温泉、養老牛温泉）
- ・食（農畜産物、乳製品・加工品、水産物・加工品（海鮮丼、炉端など））
- ・アイヌ文化（阿寒湖温泉アイヌコタン、アイヌ料理、チャシ跡群ほか）

(2) 受入環境整備

- ① 情報提供の充実（地域内の食や体験等に関する Google マップ掲載情報の充実等による MEO 対策）
- ② 情報発信の改善（多言語化、外国人向け発信媒体への露出、掲載内容の見直し等）

(3) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成

アウトプット：・商品造成数 2 件

- ・モニターツアー招聘人数 1 ルート 2 名×2 ルート = 4 名
- ・モニターアンケート提言数 4 名×提言数 5 件 = 提言数 20 件

アウトカム：モニターアンケートの提言に対する対応事項 4 件以上

② 受入環境整備

アウトプット：Google マップへの掲載箇所数 20 件

（ルート上の交通、観光スポット、飲食店、宿泊施設等）

情報発信改善検討媒体数 5 件以上

アウトカム：Google マップ各掲載箇所検索数 1%増加

情報発信改善箇所数 10 件以上

(4) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること

(5) 遵守するガイドライン

本事業は新たな旅のスタイルの基本対応を満たす事とする。

- ① 外食業の事業継続のためのガイドライン
- ② 博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- ③ 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ④ 小売業の店舗における新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ⑤ ホテル業における新型コロナウイルス対応ガイドライン

9. 予算上限額

10,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、一部事業の中止や見直し、金額の変更等を行う場合がある。

10. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

① 費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

② 日本円での記載を原則とすること。

11. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。

(2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。

(3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。

(4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。

(5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。

(6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出された企画提案書は返却しない。

(8) 企画提案にあたっては、地域に対してヒアリングを実施する等、地域の現状や意向を十分に踏まえた企画提案を行うこと。

12. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 8部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）

※提出する企画提案書について、業務従事者氏名、社名等を記載しないものについては必ずデータでも提出すること。

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援本部 広域観光部（担当：高橋）

TEL 011-231-0941 Email: m_takahashi@visithkd.or.jp

(3) 提出期限 令和3年7月5日（月）15:00

(4) 提出方法 持参または郵送による。

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。（電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可）

13. 企画提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。
- (8) プレゼンテーション会場に入ることが出来るのは、3名までとする。

*なお新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、ZOOMシステムを用いての遠隔での審査会の開催、もしくはプレゼンテーションを実施せず、書面審査をもって受託者選定とする場合もある。その際は速やかに審査対象者に連絡する。

14. 企画提案の評価基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
提案内容が地域の現状や課題を的確に捉え、かつ地域の意向を踏まえたものとなっているか。また、本事業の目的に合致するものとなっているか。
- (2) 実現性
提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

15. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 業務内容の詳細については、提案内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事

前に提案者に通知するものとする。

- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (5) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上